

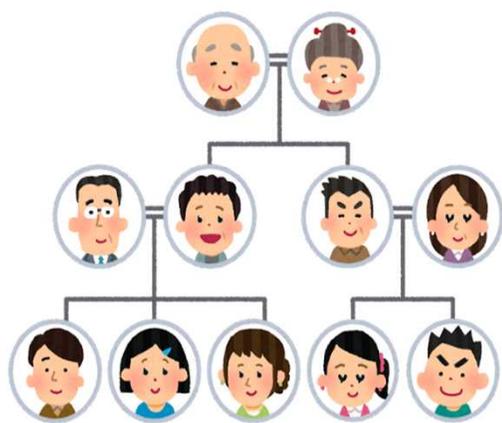
出前講座 のご案内



不動産登記推進イメージキャラクター
秋田「こまちトウキツネ」

秋田地方法務局では、令和6年4月1日からスタートした相続登記の申請の義務化などの新たな制度を多くの皆様に知っていただくために、法務局職員を職場や町内会、公民館などの施設に派遣し、出前講座を行っています。

このようなテーマを取り上げています



・相続登記の申請義務化について

相続と相続登記（相続登記の申請義務化を含む。）について説明いたします。

・自筆証書遺言書保管制度について

遺言書の種類や仕組み、法務局において遺言書を保管する制度について説明いたします。

お申込み
お問合せ先

018-862-6531

FAX 018-888-1387

ホームページは



こちらへ

秋田地方法務局総務課

010-0951 秋田市山王七丁目 1-3

費用

無料

受付時間

9:00 - 17:00

秋田地方法務局出前講座の講師派遣について

対象

秋田県内に在住あるいは勤務するおおむね10人以上のグループです。

お申込み方法

開催希望日の4週間前までに、お電話で直接お申込みいただくか、またはホームページに掲載している申込書を印刷してご記入の上、ファクシミリにより当局総務課へお申込み下さい。

開催日時

平日の午前10時から午後5時までの時間帯でお願いします。

講演時間は、その内容にもよりますが、おおむね60分程度を予定しております。

※ただし、業務の都合により、御希望の日程等について調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

費用

講師料及び交通費は不要です。

会場

お申込みをされたグループの方々が用意される会場へ出張して行います。

その他

「出前講座」は、県民の皆様に法務局の各種制度について御理解を深めていただくとともに、法務局で取り扱う各事務が、皆様に身近なものであることを知っていただくことを目的とするものです。

したがって、政治・宗教活動及び営利等を目的とするものなど、お申込みの趣旨が本講座の目的に反すると思われる場合には、お受けできません。